

平成27年11月16日

答申第629号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「最直近時点におけるNHKワールドTVに対するNHKの負担限度の範囲」について、基本的な考え方が分かる文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書を作成しておらず文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日（第228回審議委員会）

第643号諮問、審議、答申